

浜松市沿道花いっぱい運動園芸資材交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民参加により「花と緑のまち・浜松」を推進するため、沿道等で花飾り活動を行う団体に対して、花苗等の園芸資材を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 花いっぱい運動（第3条）

花を植えることでまちの景観をよくする目的で実施される運動をいう。

(2) 市民団体（第3条）

自主的かつ継続的に市内を拠点に活動を行うボランティア団体をいう。

(3) 公有地（第4条）

地方公共団体が所有する土地をいう。

(4) 遊休農地（第4条）

耕作の目的に供されず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる土地をいう。

(5) 通り単位（第4条）

通り全体または、通りのワンブロックかつ通りを挟んで両側をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、自主的かつ継続して花いっぱい運動を行う複数人から成る市民団体とする。

(交付対象となる植栽場所)

第4条 交付対象となる植栽場所は、次の各号のいずれかに該当する部分とする。いずれも、道路から容易に視認できる部分で、公有地管理者又は土地及び施設所有者の許可を得ている部分とする。

(1) 幅員4m以上の道路に接している公有地部分。ただし、公園の場合、道路から1m以内の部分。

(2) 幅員4m以上の道路に接している公会堂、自治会館等の高い公共性が認められる民有地部分で、道路から1m以内の部分。

(3) 幅員4m以上の道路に接している遊休農地で、道路から1m以内の部分。

(4) 別表第1に掲げる中心市街地区域で、通り単位で花飾りを実施する部分。この場合、幅員及び土地の所有者は問わないものとする。

(5) 幅員4m以上の車道に接している歩道に設置されたフラワーポットで、浜松市道路占用許可基準を満たし、既に占用の許可を得ている部分。

(6) その他、市長が認めるもの。

(交付物)

第5条 交付物は、別に定める「交付物一覧」によるものとする。

2 1申請あたり10万円分を上限とする。ただし、当該年度の予算の範囲内で交付する。

(交付回数)

第6条 交付回数は、年度を通じて2回までとする。

(交付場所)

第7条 交付場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 緑化推進センター。この場合において、園芸資材の運搬等は、申請者が行うものとする。
- (2) 植栽等を行うことになっている場所。
- (3) 園芸資材の保管が適切になされる場所。
- (4) その他、市長が認める場所。

(交付期間及び申請)

第8条 交付を受けようとする者は、沿道花いっぱい運動園芸資材交付申請書（第1号様式）と団体の概要書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、交付期間及び申請書の受付期間は別に定めるとおりとする。

(交付決定)

第9条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、沿道花いっぱい運動園芸資材交付決定通知書（第3号様式）をもって通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、園芸資材の交付が不適当と認めたときは、沿道花いっぱい運動園芸資材不交付決定通知書（第4号様式）をもって通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付を受けた者は、植栽等が完了した後、速やかに沿道花いっぱい運動園芸資材植栽等完了報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(管理)

第11条 交付を受けた園芸資材の管理にあたっては、次の各号に定めた事項を遵守しなければならない。

- (1) 植栽等を実施した場所を適正に管理すること。なお、薬剤を使用する場合、浜松市が定める「薬剤の適正使用マニュアル」を参照し、安全面に配慮して実施すること。
- (2) 植栽後及び生育期間中の掘り取りや移植は行わないこと。ただし、花壇整備等の特別な理由による場合は、この限りでない。

(返還命令)

第12条 市長は、交付物を申請内容と違う場所等で使用した申請者に対して、沿道花いっぱい運動返還命令書（第6号様式）により、使用した交付物の購入に要した費用の総額の返還を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成10年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成19年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

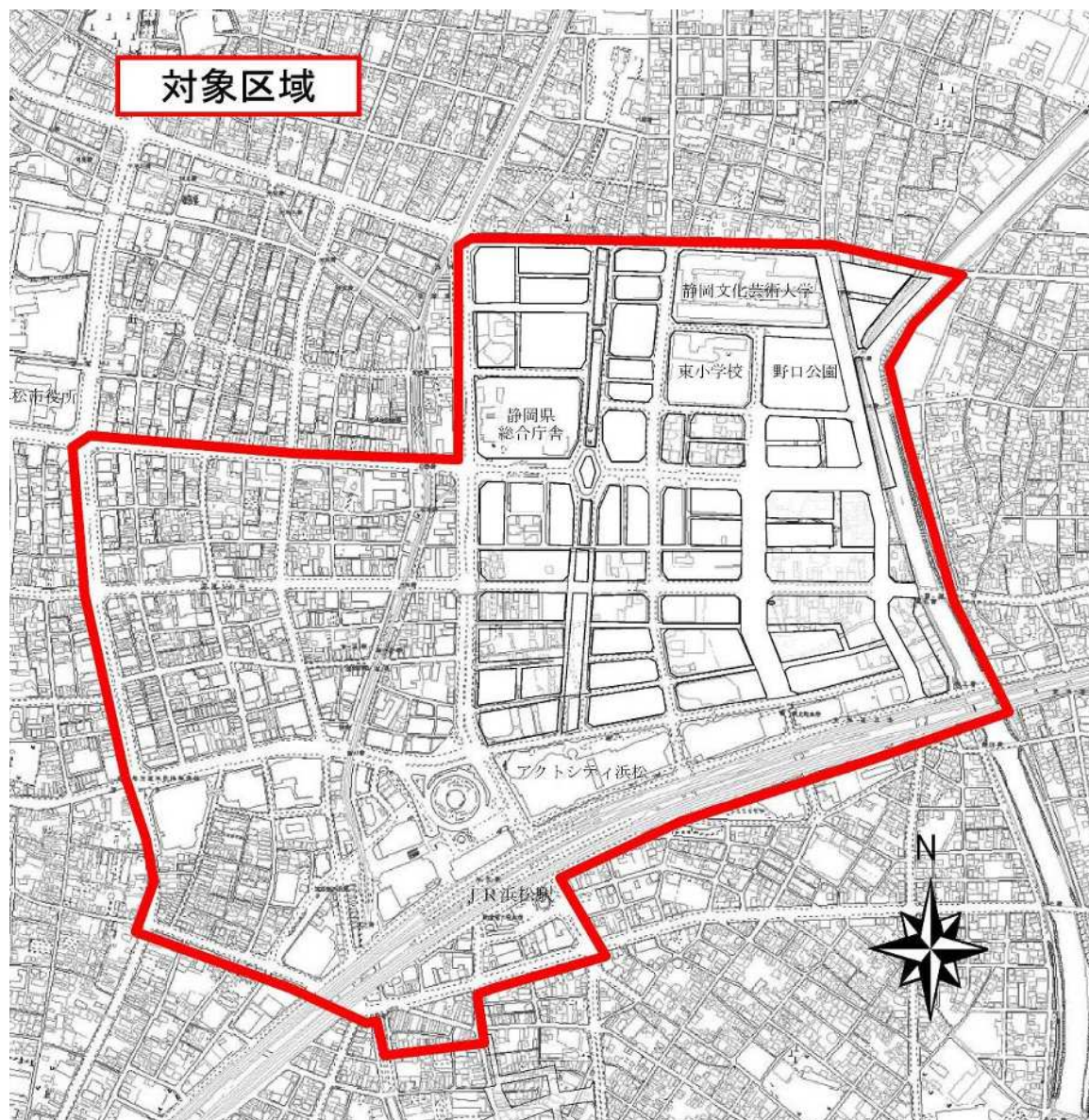
この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）



年 月 日

（あて先）浜松市長

（申請者） 所在地 〒
浜松市 区

団体名

代表者名

電話番号

担当者名（連絡先）

沿道花いっぱい運動園芸資材交付申請書

浜松市沿道花いっぱい運動園芸資材交付要綱に基づき、園芸資材の交付を下記のとおり申請します。

記

- 1 申請する園芸資材
別紙「交付物一覧」に記入

- 2 交付希望日

年 月 日

- 3 植栽予定場所

- 4 交付対象該当区分

該当号（要綱第4条） 1 2 3 4 5 6

- 5 添付書類

下記の書類を添付してください。

チェック欄

1	植栽場所の位置図	地図上で植栽場所の位置を示す図	
2	植栽計画	各花壇やプランターに使用する花苗や資材等の種類及び数量を示すもの	

団体の概要書

団体名	
代表者氏名	
設立年月日	
団体の目的	
団体構成員数	
活動頻度	週・月・年 回
主な活動地域	
主な活動内容	

浜松市指令都緑第 号
年 月 日

様

浜 松 市 長
（ 公 印 省 略 ）

沿道花いっぱい運動園芸資材交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった園芸資材について、下記のとおり交付を決定したため、通知します。

記

1 交 付 資 材

別紙「交付資材一覧」のとおり

2 交付予定日

年 月 日

詳細は、納品業者が決定次第調整させていただきます。

3 交 付 場 所

（管理）

第10条 交付を受けた園芸資材の管理にあたっては、次の各号に定めた事項を遵守しなければならない。

- （1）植栽等を実施した場所を適正に管理すること。なお、薬剤を使用する場合は、本市が定める「薬剤の適正使用マニュアル」を参照し、安全面に配慮して実施すること。
- （2）植栽後及び生育期間中の掘り取りや移植は行わないこと。ただし、花壇整備等の特別な理由による場合は、この限りでない。

（返還命令）

第11条 市長は、交付物を申請内容と違う場所等で使用した申請者に対して、公共施設花いっぱい運動返還命令書（第5号様式）により、使用した交付物の購入に要した費用の総額の返還を命ずることができる。

第4号様式（第9条関係）

浜松市指令都緑第 号
年 月 日

様

浜 松 市 長
（ 公 印 省 略 ）

沿道花いっぱい運動園芸資材不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった園芸資材について、下記のとおり不交付を決定したため、通知します。

記

1 理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申請者）所在地 〒
浜松市 区

団体名

代表者名

電話番号

担当者名（連絡先）

沿道花いっぱい運動園芸資材植栽等完了報告書

年 月 日付で浜松市指令都緑第 号により交付を受けた園芸資材について、
下記のとおり植栽等を完了したため、報告します。

記

1 植栽年月日

年 月 日

2 植栽場所

3 活動人数

人

4 添付書類

以下の書類を添付してください。

チェック欄

1	植栽作業中の写真	
2	植栽場所全体の様子がわかる写真 （植栽場所が複数ある場合は、1箇所につき1枚以上 提出してください。）	

第6号様式（第12条関係）

浜松市指令都緑第 号
年 月 日

様

浜 松 市 長
（ 公 印 省 略 ）

沿道花いっぱい運動返還命令書

年 月 日付で浜都緑第 号をもって交付決定した園芸資材について、下記のとおり返還を命じます。

記

1 理 由

2 金 額

円

3 返還方法

- ・ 下記の振込期限までに、納付書に記載された金額を指定口座に振り込むこと。
- ・ 手数料は、返還者側が負担すること。

4 振込期限

年 月 日